を「国際サイバーセキュリティ企画官　サービス産業室長　消費経済企画室長　消費者相談室長　商取引検査室長　高圧ガス保安室長　ガス安全室長」に、「、大学連携推進室長」を「、大学連携推進室長、エネルギー・環境イノベーション戦略室長」に改め、「、環境調和産業・技術室長」を削る。

別表中小企業庁の部内部局の項中「部長　参事官」を「部長」に、「参事官補佐（参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者及び会計に関する事務を担当する者に限る。）」を「課長補佐（管理）」に改め、「会計専門職」を削る。

別表環境省の部内部局の項中「放射性物質汚染対処技術統括官　部長」を「総合環境政策統括官　部長　局次長」に、「参事官　課長」を「課長　参事官」に、「政策評価室長　広報室長」を「広報室長　政策評価室長」に改め、「循環型社会推進室長　リサイクル推進室長　災害廃棄物対策室長　浄化槽推進室長　適正処理・不法投棄対策室長」を削り、「研究調査室長」を「研究調査室長　地球温暖化対策事業室長」に改め、「国際地球温暖化対策室長　除染渉外広報室長」を削り、「生物多様性地球戦略企画室長　生物多様性施策推進室長」を「生物多様性戦略推進室長」に、「希少種保全推進室長」を「希少種保全推進室長　循環型社会推進室長　リサイクル推進室長　浄化槽推進室長　放射性物質汚染廃棄物対策室長」に改め、「、総合環境政策局総務課、環境保健部企画課」を削り、「又は自然環境局総務課」を「、自然環境局総務課又は環境再生・資源循環局総務課」に改める。

別表原子力規制委員会の部原子力規制庁の項中「国際室長」を「国際室長　事故対処室長」に、「火災対策室長　事故対処室長　核セキュリティ・核物質防護室長」を「保障措置室長」に、「放射線規制室長　保障措置室長」を「火災対策室長　検査評価室長」に改める。

別表備考第一項中「平成二十九年五月三十一日」を「平成二十九年八月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。